

ミャンマー連邦共和国政府

計画財務省

2017年第35号告示

Tagu の第3回 Waxing Day、1378 ME (ミャンマー暦)

(2017年3月30日)

計画財務省は、ミャンマー投資法第100条(a)に基づく権限を行使し、連邦政府の承認のもと、この投資規則をここに制定する。

第1章

表題及び定義

1. 本規則を、「ミャンマー投資規則」と呼ぶ。
2. 本規則に含まれる用語は、ミャンマー投資法と同じ意味を有する。加えて、以下の用語は、本条に定める意味を有する。
  - (a) 「本法律」とは、ミャンマー投資法をいう。
  - (b) 「関連者」とは以下の者をいう。
    - 1) 具体的には会社については、以下の者をいう。
      - (aa) 会社の取締役又は秘書役
      - (bb) 関連法人
      - (cc) 関連法人の取締役又は秘書役
      - (dd) 会社を支配する者、又は会社に支配されている者
    - 2) 一般的に、人(会社を含む)については、以下の者をいう。
      - (aa) 関連事項について、ある者と共に、行動している又は行動する予定の者
      - (bb) 関連事項についてその他の何等かの方法で、公式又は非公式に、提携している者又は提携を予定している者
      - (cc) 関連事項に関連する所定の者
    - 3) 但し、上記1)及び2)に基づいて関連者として規定されうる者も、あらゆる事例において、単に以下の事由だけで含まれることはない。
      - (aa) 専門能力や取引関係に関する職務の遂行の過程において、その者に助言を与えていること、又はその者のために行動していること。

- (bb) 社員総会又は種類に応じた社員総会において、その者の代理人又は代表者として任命されていること。
- (c) 「政府部局、政府機関」とは、連邦、管区又は州レベルの行政機関、省庁、委員会をいう。
- (d) 「環境影響評価の実施が必要なプロジェクトの種類」とは、環境保全法、同規則及び環境影響評価手続で規定されているプロジェクトの種類をいう。
- (e) 「外国会社」とは、ミャンマー会社法又はその後継法において定義された外国会社をいう。
- (f) 「ある会社との関連での持株会社」とは、そのある会社を子会社とする持株会社をいう。
- (g) 「ミャンマー会社」とは、ミャンマー会社法又はその後継法に基づいて、ミャンマーに設立され、登記された会社をいう。
- (h) 「小会社」とは、公開会社又は公開会社の子会社以外で、以下の条件を満たす会社をいう。
- 1) 従業員数が 30 名以下、又は会社若しくはその子会社における従業員がミャンマー会社法若しくはその後継法に基づいて規定された数未満であること。
  - 2) 当該会社又は子会社の前会計年度の年間収入総額が 5 千万チャット又はミャンマー会社法若しくはその後継法で規定されているその他の金額未満であること。
- (i) 「子会社」とは、以下の会社をいう。
- 1) ある会社が以下のいずれかの状況にある場合、そのある会社は他方の会社の子会社となる。
    - (aa) 他方の会社がある会社の取締役会の構成を支配している場合。
    - (bb) ある会社の会議で行使可能な最大議決権数の 2 分の 1 を超える議決権を他の会社が行使又はその行使を支配している場合。
    - (cc) 他方の会社がある会社の発行済株式の 2 分の 1 を超える株式を保有している場合。ただし、特定額を超えて利益又は資本の分配に参加する権利を有しない株式は除く。

- (dd) ある会社の発行済株式に割り当てられるすべての配当金の2分の1を超える配当金を受け取る権利を有する場合。ただし、特定額を超えて利益又は資本の分配に参加する権利を有しない株式は除く。
- 2) 上記の状況に該当する子会社の子会社も、上記条項の適用上、他方の会社の子会社となる。
- (j) 「HSコード(ハーモナイズドシステムコード)」とは、世界税関機構によって策定され、ミャンマー税関当局がその都度使用しているハーモナイズドシステム又はハーモナイズド関税表をいう。
- (k) 「投資監視課」とは、委員会事務局の投資監視課をいう。
- (l) 「投資スクリーニング申請」とは、本規則第28条に従った拘束力のないガイダンスを得ることを希望する投資家がミャンマー投資委員会に提出する申請をいう。
- (m) 「投資支援委員会」は、本規則第165条に基づいて組織される委員会をいう。
- (n) 「禁止される投資活動」とは、本法律第41条の要件に適合する種類の投資をいう。
- (o) 「投資奨励分野」とは、本法律第43条に従ってミャンマー投資委員会が随時発行する告示によって規定される奨励事業活動リストに含まれる分野をいう。
- (p) 「管区又は州委員会」とは、本規則第151条に基づいてミャンマー投資委員会が設立した管区又は州投資委員会をいう。
- (q) 「管区又は州委員会事務局」とは、関連する管区又は州委員会の行政活動を実行する責を負う投資企業管理局の管区又は州の支店事務局をいう。
- (r) 「提案評価チーム」とは、本規則第149条に基づいてミャンマー投資委員会が提案の審査を補助するために組織する提案評価チームをいう。
- (s) 「関連法人」とは、以下をいう。
- 1) 会社の持株会社
  - 2) 会社の子会社
  - 3) 会社の持株会社又は子会社
- (t) 「制限される投資活動」とは、本法律第43条に従って随時ミャンマー投資委員会が告示により規定する投資活動をいう。
- (u) 「原材料」とは、商品の製造に必要な天然、未加工又は未精製の材料をいう。また、完成品の製造に必要な原材料若しくは商品、完成品若しくは半製品を改

良するために使用される製品又は梱包に必要な材料も含まれる。そのような原材料には、未加工又は天然又は使用準備済みの原材料も含まれる。

- (v) 「移行期間」とは、本規則の施行日からの 24 カ月間の期間をいう。
- (w) 「営業日」とは、委員会事務局が開いている日（土曜日、日曜日、又は祝日を除く）をいう。
- (x) 「申請手数料」とは、提案、是認申請、税の減免申請又は土地使用权申請を、委員会又は管区又は州委員会に提出する際に、投資家が支払うべき手数料をいう。
- (y) 「投資建設期間又は投資準備期間」とは、ミャンマー投資委員会が承認する提案された投資を実施、拡大又は準備するための期間を意味する。

## 第 2 章

### 投資の種類

#### MIC許可が必要な投資

3. 本法律第36条 (a) の適用上、以下の要件のいずれかを満たす種類の投資は、ミャンマー国にとって戦略的に重要な投資活動と規定される。
  - (a) 通信技術、情報技術、医療技術、バイオ技術等の技術、エネルギー、インフラ、都市開発、天然資源採取及びメディアの各分野における事業に対する投資で、投資額が2,000万ドルを超えるもの。
  - (b) 政府部局若しくは政府機関による土地その他の財産利用権の付与、又は運営権若しくは類似の権限付与の合意に基づく投資で、投資額が2,000万ドルを超えるもの。
  - (c) 外国投資家がミャンマー国と他国の国境付近若しくは紛争地域で行う投資、又はミャンマー投資家がこれらの地域で行う投資で投資額が100万ドルを超えるもの。
  - (d) 外国投資家が国境をまたいで実施する投資、又はミャンマー国民の投資家がこれらの地域で行う投資で予定投資額が100万ドルを超えるもの。
  - (e) ミャンマー国内の管区又は州をまたいだ投資。
  - (f) 1,000エーカー超の土地で行う農業への投資

- (g) 100エーカー超の土地上で行う農業以外の事業への投資
4. 本法律第 36 条 (b) の適用上、予定投資額が 1 億ドルを超える投資は多額の資本集約的な投資とみなされる。
  5. 本法律第 36 条 (c) の適用上、以下のある投資が要件を満たす場合、その投資は自然環境及び地域社会に大きな影響を及ぼす可能性のあるものとしてみなされる。
    - (a) 環境影響評価が必要となる種類のプロジェクトである、又は、かかるプロジェクトである可能性が高い。
    - (b) 環境保護法等の現行法、手続又は告示に基づいて指定又は提案されている、環境保護地域、森林保護地域、生物多様性重要地域又は生態系、文化・自然遺産、文化的記念物若しくは手つかずの自然を保護するための選択・特定地域
    - (c) 投資活動のために、以下の土地を使用し又はリースする場合
      - 1) 補償による収用、収用又は強制取得手続、又はそれらのミャンマー国の現行法の下で行われる収用以前になされる土地売買の合意によって取得され又はされる可能性が高い土地であって、かつ、少なくとも 100 人の定住者の移住を要するか、又は 100 エーカー以上の面積から成るもの
      - 2) 100 エーカー以上の面積から成り、かつ、土地使用権利者の土地使用又は天然資源利用権者の天然資源利用への意に反する制限を伴う可能性の高いもの
      - 3) 占有又は使用すべき 100 エーカー以上の土地の取得に際して、土地所有権を巡る他の者からの誠実な訴訟又は紛争によって、提案された投資活動との間に矛盾衝突を生じさせるおそれのあるもの
      - 4) 土地占有又は使用の申請において審査権限を持つ団体によって審査された土地の継続的な占有によって、少なくとも 100 人の個人に不利な影響を及ぼしうるもの
  6. 本法律第 36 条 (d) の適用において、政府部局及び政府機関が自由に処分できる土地又は建物への投資は、国有地及び国有建物を使用する投資活動と規定される。ただし、政府部局及び政府機関の権限範囲内で行われる土地使用権付与、変更、その他土地管理手続きの規定及び手続に従った土地の管理はこれに含まれない。
  7. 投資家は、以下の場合には、本法律第 36 条 (d) に基づく MIC 許可を申請する必要はない。

- (a) 投資家が、土地又は建物につき、5年以下のリース又はライセンスを受ける場合
- (b) 投資家が、国有地又は国有建物につき、リース契約又はその他の契約で認められている方法で、以下の者からサブリースを受ける場合
  - 1) 本法律を含むミャンマー国の法律の規定に従って、政府部局及び政府機関から国有地又は国有建物の使用权を以前より取得していた者
  - 2) 政府部局又は政府機関の許可によって、国有地又は国有建物をサブリース又はサブライセンスする権限を与えられた者
- 8. 本規則第7条(b)に従って土地及び建物をサブリースする投資家は、政府部局及び政府機関が締結したリース契約又はその他の契約で認められた方法で土地及び建物を使用しなければならない。
- 9. 最初に投資を行ったときにMIC許可を取得する必要がなかった投資家も、その後の投資の種類の変更により、MIC許可を取得すべき投資の要件に含まれるようになった場合は、そのような変更在先立ち、提案をミャンマー投資委員会に提出し、MIC許可を取得しなければならない。
- 10. 本規則第3条、第4条及び第5条における金額及び土地面積の決定に際して、それらは投資家及びその関係者の投資活動並びに投資家に関するあらゆる事業の投資活動の総額をいうものとみなされる。
- 11. 本規則のいかなる規定も、本法律第46条に基づいて連邦議会の承認を得るための提出に際して要求される規定の条件及び、総投資額提案の評価やMIC許可の付与に際して規定されるその他条件又は要件を制限するものではない。

#### 禁止される投資活動

- 12. ミャンマー投資委員会は、政府の承認を得て、随時、本法律第41条に基づき、禁止される投資についての告示を発することができる。
- 13. その他の法律の適用を制限するものではないが、本規則第12条の告示の対象となっていない投資は、本法律の適用上、禁止される投資とはみなされない。
- 14. 何人も禁止される投資に該当する投資を行ってはならない。
- 15. 本法律第41条(a)の危険な又は有害な廃棄物とは、現行法によって、ミャンマー国への輸出入、保管、取引、製造、その他生産を禁止されているすべての物質をい

う。かかる物質の使用又は製造は、本法律に基づく明示的な例外、適用免除又は許可がある場合を除いては、禁止される事業である。

16. ミャンマー投資委員会は、
  - (a) 禁止された投資活動又は関連する事業が行われていると信ずる合理的根拠が存在する場合、その投資家に対し情報提供を求めることができる。
  - (b) 禁止された投資が行われていると信ずる合理的根拠が存在する場合、投資の停止又は中止を命ずることができる。
  - (c) 調査した結果、禁止された投資が行われていると分かった場合には、MIC 許可又は是認を取り消すものとする。

### 制限される投資活動

17. 政府の承認を得て、ミャンマー投資委員会は適時、本法律第 43 条に基づき、本法律第 42 条で定める制限される投資についての告示を発行した上、本法律第 44 条に基づき、それらを修正できる。制限される投資活動に投資を行う者は本法律及びその他の適用法に従わなければならない。
18. 議論し又はアドバイスを求めるというミャンマー投資委員会の権利は、本規則第 17 条にいう告示の修正を検討するに際して、本法律第 45 条によって制限されるものではない。
19. その他の適用法による制限にもかかわらず、本規則第 17 条にいう告示に含まれていない投資は本法律における制限される投資とはみなされない。
20. 政府部局及び政府機関は、本法律第 42 条 (a) 及びその他の法律に基づき国のみが行うことのできる投資活動について、投資家との間で契約を締結でき、投資家に対し、契約の範囲に応じて当該投資に関与を許可することができる。
21. ミャンマー投資家は、本法律第 42 条 (b) に基づき規定された投資活動を行うことができる。
22. 本法律第 42 条 (c) に基づく告示で明示的に例外とされた事業を除いては、合弁事業において、ミャンマー投資家は 20% の最低直接株式保有又は持ち分比率を寄与しなければならない。

### 制限される投資活動についての通知

23. 本法律第 42 条に定める制限される投資を実行しようとする投資家は、委員会事務局若しくは管区又は州委員会事務局に対し、当該投資について通知しなければならない。
24. 投資家は、本規則第 23 条に基づく通知を、投資活動の実施開始から 3 カ月以内に委員会事務局若しくは管区又は州委員会事務局に送付しなければならない。
25. 本規則第 23 条に基づく通知の送付は、提案の提出又は是認の申請中の投資家又は小会社については適用されない。

### 第 3 章

#### 投資奨励分野

26. ミャンマー投資委員会は、随時投資奨励分野についての通達を発した上、連邦政府の承認を得て、これを修正することができる。
27. ミャンマー投資委員会は、他の権限又は規則の効果を制限することなく、投資奨励分野における免税又は減税を受ける前の最小投資基準及び免税の最大額をいつでも規定することができる。適格基準は総投資額の一部としてなされるべき最低現金投資を含むことができる。

### 第 4 章

#### 投資スクリーニング申請の提出とガイダンス発行

28. 投資を希望する者は、以下の各種提案する投資について拘束力のないガイダンスを得るために、ミャンマー投資委員会に対し、投資スクリーニングの申請を行うことができる。
  - (a) 本法律第 36 条に基づいてミャンマー投資委員会への提案の提出を要求される事業
  - (b) 本法律第 46 条に基づき、連邦議会に承認を求めて提出される可能性がある事業
  - (c) 本法律第 42 条及び関連する告示に基づいて制限される事業



- (d) 投資奨励分野に含まれる事業
  - (e) 本法律第 41 条に基づいて禁止される事業
29. 投資スクリーニング申請では、投資家は以下の事項に従って行動する必要がある。
- (a) 投資の性質を十分に開示する。
  - (b) 適任者がミャンマー投資委員会の評価において考慮するであろうすべての情報を開示する。
  - (c) 正確かつ十分に情報を開示する。
30. 投資を希望する者が、投資スクリーニング申請を提出し、所定の申請手数料を支払った後、ミャンマー投資委員会はその申請を評価するものとする。
31. ミャンマー投資委員会は、
- (a) 情報が完全である場合、10 営業日以内に投資スクリーニング申請の評価を行わなければならない。
  - (b) 投資家からの追加情報を求める必要がある場合、評価期間を延長することができる。
32. ミャンマー投資委員会は、所定の期間内に投資スクリーニング申請を評価した後、拘束力のないガイダンスを発行するものとする。
33. 本規則第 32 条に基づいて発行されたガイダンスは、法律に従った投資の継続についての助言とみなされ、承認が与えられる見込みを事前に知るためのものとはみなされない。
34. 要求された情報が、要求された日から 10 営業日以内又は延長期間内に投資家から提供されない場合は、ミャンマー投資委員会は、申請を破棄できる。
35. 本規則第 29 条に基づく規定が修正される場合、ミャンマー投資委員会は、本規則第 32 条に基づいて発行されたガイダンスが修正されるべきことを決定することができる。ミャンマー投資委員会は投資家にそのような決定を通知しなければならない。

## 第 5 章

### 投資の提出

36. すべての提出は、以下の条件に従って行わなければならない。

- (a) 書面で行うこと。
  - (b) ミャンマー語で行うこと。又は希望する場合、ミャンマー語と英語の両方で行うこともできる。
  - (c) 提案である場合、ミャンマーでの投資の要約はミャンマー語で行うこと。又は必要に応じて、ミャンマー語と英語の両方で行うこともできる。
  - (d) 関連する申請者が署名すること。
  - (e) 所定の書式を完全に記入すること。
  - (f) ミャンマー投資委員会が規定した情報を含むこと。
  - (g) 真正でかつ十分な情報を含まなければならない、不正に開示されてはならない。
  - (h) 委員会事務局若しくは関連する管区又は州委員会事務局に提出すること。
  - (i) 関連する申請料を支払うこと。
37. 投資家は、提出時には以下の事項について述べる必要がない場合でも、MIC 許可又は是認を取得した後、ミャンマー投資委員会に以下の事項を届け出なければならない。委員会事務局はそのような情報をミャンマー中央銀行に通知しなければならない。
- (a) 外国ローンを用いて投資を行う場合は、貸付額、元本及び利息の総額、送金額及び予定表を含む返済計画
  - (b) 海外からの資本及びオフショアローンの受取銀行及び送金と決済のための銀行ルート
38. 本規則第 36 条 (c) に従って提出される提案投資の概要は以下の情報を含まなければならない。
- (a) 投資家及び当該投資に重要な直接又は間接の利益を有しているその他の者
  - (b) 投資の主要な場所
  - (c) 投資が行われる分野及び事業の説明
  - (d) 提案する投資額
  - (e) 投資実施の予定タイムテーブルを含む投資計画の説明
  - (f) 任命される従業員の数及び投資から得られる輸出収入
  - (g) 随時ミャンマー投資委員会が既定するその他の情報
39. 投資家がまだ企業を法的に設立していない場合、企業の設立の責任者は、投資者として提案を提出することができる。法律に基づく企業設立は MIC 許可を発行する条件であるが、設立によっても本法律に基づく投資者の義務は変わらない。

40. 他の権限を制限することなく、ミャンマー投資委員会は、提出を考慮するに際して、政府部局又は政府機関と協議することができる。利害関係者及び提案に関する決定により影響を受ける者に協議することができ、決定のための情報を得ることができる。ただし、ミャンマー投資委員会は、その裁量により、そのような情報を考慮すべきかどうかを決めることができる。

## 第6章

### 提案の提出と評価

41. (a) (b) に従って提案される投資が、本法律第 36 条の投資に含まれる場合、投資家は、MIC 許可取得のために提案をミャンマー投資委員会に提出しなければならない。投資をするのは MIC 許可を得た後でなければならない。
- (b) MIC 許可を保有する他の投資家又は事業者が提案する投資を行うことを望む場合、本規則第 237 条に含まれる投資を除いては、(a) に基づいた MIC 許可の追加取得を要求してはならない。
- (c) 投資家は、提案についてミャンマー投資委員会の定めた申請料を支払わなければならない。
42. 本規則第 41 条に従ってミャンマー投資委員会に提案を提出しようとする投資家は、MIC 許可を取得した後でなければ投資を行ってはならず、MIC 許可のすべての条件に従わなければならない。
43. 以下の者が提案を申請しなければならない。
- (a) 投資しようとする者
- (b) 投資しようとする者に授権された代理人
- (c) 投資しようとする事業に関与する子会社
44. 提案の提出に際して、以下の条件を含む投資が本法律第 36 条の MIC 許可を取得すべき投資の場合、提出は関連省庁を通じて提出されなければならない。
- (a) 政府部局及び政府機関が投資につき重大な持分権を有している場合
- (b) 政府部局及び政府機関が投資家に対し、運営権を付与している又は付与する予定である場合

(c) 政府部局及び政府機関がそのようにすることが、法律によって要求され、又は許可されている場合

45. ミャンマー投資委員会は、提案を審査した後、受領の日から 10 営業日以内に提案の概要を周知すべく公表することができる。
46. 土地使用許可若しくは免税若しくは減税又はその両方の申請は、提案と同時に提出することができる。

#### 提案評価手続

47. 委員会事務局は、その適格性と完全性について委員会事務局又はミャンマー投資委員会が指定するその他の場所で、提案の評価を行うものとする。提案が適格であり、完全であると判断した場合、提案を受け入れることとなる。提案評価チームは規定に従って提案を評価し、その後委員会会議（MIC 会議）に提出するものとする。
48. 本規則第 47 条に従って提出された提案を受領した場合、ミャンマー投資委員会は規定に従って提案された投資が許可されるべきかを評価しなければならない。仮に許可を付与することが不適切であると判断した場合には、ミャンマー投資委員会は受領の日から 15 営業日以内に提案を却下することができる。提案が却下される場合、ミャンマー投資委員会は提案を却下した日から 5 営業日以内に却下理由の説明を付して却下の旨を通知しなければならない。提案が却下されない場合には、許可したものとみなされる。
49. 提案を受理した場合、ミャンマー投資委員会は、提案受理日から 60 日以内に評価を行い、MIC 許可する場合は、MIC 許可を 10 営業日以内に発行する。MIC 許可書のコピーは関連する省庁並びに管区及び州政府に送られなければならない。
50. ミャンマー投資委員会は、投資家又は当該投資に関与するその子会社に MIC 許可を与えることができる。
51. その他の規則を制限することなく、MIC 許可に関する許可又は減税若しくは免税は、
  - (a) 提案又は指定された投資に関して付与することができる。
  - (b) 数種類の投資活動に関して付与することができる。
  - (c) 保証金の支払いを条件として付与することができる。
  - (d) 特定の期間付与することができる。

- (e) 全部又は一部につき付与することができる。
52. 本規則第 49 条に基づく提案の評価期間は、以下の場合に延期することができる。
- (a) ミャンマー投資委員会が、MIC 許可及び関連する申請についてその評価と決定を行うために、投資家又は他の組織からの追加情報を求める場合
  - (b) 本法律第 46 条に基づく承認を得るために連邦議会に提出することが求められる場合
53. ミャンマー投資委員会は提案評価期間を本規則に基づき 2 回以上延期することができる。延期については投資家に通知する。
54. 本規則第 57 条に従った追加情報又は連邦議会の承認をミャンマー投資委員会が受けた場合には、延期期間は終了し、評価期間が再開する。
55. 本規則第 49 条に基づく提案の評価期間は、ミャンマー投資委員会の事務局長が投資の複雑性又は新規性に関する事実に基づいて、延長することがミャンマー国の利益となると判断した場合、本規則第 49 条の提案評価期間を延長することができる。延長期間は本規則に基づき、2 回以上延長することができ、延長は投資家に通知される。
56. ミャンマー投資委員会は、投資家又は権限を有するその代理人を、投資評価チームの又はミャンマー投資委員会の会議へ出席させなければならない。必要に応じて、投資の性質に関連した政府部局又は機関の専門家を会議に招待しなければならない。
57. ミャンマー投資委員会は、手続きのどの段階においても、承認又は委員会会議への提案の提出前に、提案に関連する更なる情報の提出を求めることができる。
58. 投資家は、ミャンマー投資委員会が要求した追加情報を、本規則第 57 条に従って要求された日から 20 営業日内、又はミャンマー投資委員会が承認する延長期間内に提出しなければならない。
59. 投資家が本規則第 58 条の期間内に追加情報を提供できなかった場合、ミャンマー投資委員会は提案を却下することができる。
60. 提案が無効になったにもかかわらず、なお提案の MIC 許可を得たい投資家は、提案を再提出し、所定の申請料金を支払わなければならない。
61. ミャンマー投資委員会は、提案の評価過程において、必要である場合、政府部局や政府機関と協議することができる。それらの政府部局や政府機関は関連する人員やその他の資源をミャンマー投資委員会に対して供給しなければならない。投資が民

族権利保護法の適用を受ける場合、ミャンマー投資委員会は、評価過程の一部として、関連する管区又は州政府その他の利害関係者と協議及び意見の聴取を行うべきか否か及び MIC 許可に含まれるべきその他の要件につき検討することができる。

62. 提案を評価するに際して、委員会は、法律に従っていない又は MIC 許可を発行するにふさわしくないと考える場合は、いつでも提案を却下することができる。
63. ミャンマー投資委員会は、MIC 許可申請と評価手続きに関するさらなるガイドラインを発行することができる。

### 提案評価基準

64. 提案の評価において、ミャンマー投資委員会は、ミャンマー国にとっての利益を重視して、本法律の目的、原則及び権利義務を考慮するものとする。投資家及び提案の評価にあたっては、ミャンマー投資委員会は以下の基準に適合するか否かを考慮しなければならない。
  - (a) 投資家がミャンマー国の法律に従って行動し投資を行っていること。
  - (b) 当該投資が MIC 許可を必要とする投資であること。
  - (c) 提案が本法律に従って行われていること。
  - (d) 投資家が、環境及び社会的悪影響を低減し、防ぐことにより、責任をもって持続可能な形で投資を実行するというコミットメントを示すこと。そのようなコミットメントは、環境保全活動、環境保全政策の遵守、人権保護、天然資源の有効活用技術の適用、廃棄物管理の実践が含まれるがこれに限定されるものではない。
  - (e) 投資家、その持株会社又は投資のマネジメントに関与する関係者がビジネス経験を有し、投資に関して洞察力を有していること。
  - (f) 投資家、関係者及び持株会社が、投資活動に対して財政上のコミットメントを行うこと。
  - (g) 投資家、関係者及び持株会社は誠実で、ビジネス上の良い評判を得ていること。
  - (h) 連邦政府、州政府又は管区政府によって発表された国家開発、安全保障、経済、社会及び文化の政策及び目標を考慮して、投資が、投資によって影響を受けるそれらの政策及び目標に適合する投資であること。
65. 本規則第 64 条に従って提案を評価する際、ミャンマー投資委員会は

- (a) すべての基準を考慮し、投資家及び提案された投資が本規則第 64 条 (a) から (c) の基準を義務的に満たしていること、並びに、本規則第 64 条 (d) から (h) の中から最も関連性の高い基準を満たしていることを決定しなければならない。
  - (b) 投資家及び提案された投資が義務的基準及び関連する非義務的基準を満たしているかどうかを決定しなければならない。
66. 本規則第 64 条 (g) について、投資家が誠実で、ビジネス上の評判が良いか否かを評価する上で、ミャンマー投資委員会は、投資家、関連者又は当該投資に関与している者が、環境、労働、租税、汚職、又は人権に関する法律に基づいて罰せられたか又はそれらの法律に違反したかどうかを考慮することができる。

## 第 7 章

### 是認申請の提出及び評価

67. 本法律第 36 条に含まれない投資活動に関しては、以下の者は、是認申請を委員会事務局若しくは関連する管区又は州委員会事務局に対して提出することができる。
- (a) 投資家
  - (b) 正当に授権された投資家の代理人
  - (c) 投資に関与する子会社
68. 投資家は、
- (a) 関連する土地使用申請若しくは免税又は減税の申請を、是認申請と並行して提出することができる。
  - (b) ミャンマー投資委員会が定める是認申請手数料を支払わなければならない。
69. 投資の実施を開始する際、是認を申請する投資家は推薦状、承認証、ライセンス、MIC 許可書及び本法律第 38 条で是認申請と併せて要求される類似の文書を提出しなければならない。ただし、当該事業は、事業の性質上、是認を得た後にこれらの文書が必要となる種の事業である場合には、これらの文書は是認申請提出後に取得及びミャンマー投資委員会に提出されなければならない。
70. 本規則第 68 条に基づいて提出された是認申請は、適格性及び完全性について、委員会事務局若しくは関連する管区又は州委員会事務局で評価される。要件を満たし

ている場合、是認申請はミャンマー投資委員会若しくは管区又は州委員会の評価及び承認手続へ提出されるものとする。

### 是認申請評価手続

71. 本規則第 70 条に従って是認申請を受領した場合、ミャンマー投資委員会若しくは関連する管区又は州委員会は、申請が不完全若しくは要件に照らして非適格である、若しくはその他の事情に基づいて、承認に適さないと判断した場合、受理してから 15 営業日以内に申請を却下することができる。是認申請が却下された場合、ミャンマー投資委員会若しくは関連する管区又は州委員会は、申請却下の旨及びその理由に関する説明書きを、却下日から 5 営業日以内に投資家に通知する。是認申請が却下されない場合、受理されたものとみなされる。
72. (a) ミャンマー投資委員会は、受領日から 30 日以内に是認申請を審査し、承認決定をした場合は、決定日から 10 営業日以内に是認を発行しなければならない。  
(b) 関連する管区又は州委員会は、受領日から 30 日後に是認申請を審査し、承認決定をした場合は、決定日から 10 営業日以内に是認を発行しなければならない。  
(c) ミャンマー投資委員会又は管区又は州委員会は、是認書の写しを、関連する連邦省庁並びに州及び管区政府に提出しなければならない。
73. ミャンマー投資委員会若しくは関連する管区又は州委員会は、投資家若しくは投資に関連しているその子会社に是認を付与することができる。
74. ミャンマー投資委員会若しくは関連する管区又は州委員会は、評価手続のどの段階でも、是認申請に関連する更なる情報を提供するよう、投資家に要求することができる。
75. ミャンマー投資委員会若しくは関連する管区又は州委員会が投資家に要求した情報が、要求した日から 20 営業日内若しくは委員会によって認められた延長期間内に提供されなかった場合、是認申請は却下できる。承認申請が無効となった場合、土地使用権若しくは免税又は減税の取得を希望する投資家は、是認申請を再提出し、所定の申請手数料を支払わなければならない。



76. 委員会は是認申請を評価する際に政府部局及び政府機関と協議し、期間内には是認申請の評価手続を完了するため、政府部局及び政府機関に関連する人材その他の資源を提供するよう要求することができる。
77. 是認申請を評価する際、委員会は、法律に反している又は是認に適していないと判断する場合、いつでも是認申請を却下することができる。
78. 委員会は、是認申請評価手続に関するさらなるガイドラインを発行することができる。

### 是認申請評価基準

79. ミャンマー投資委員会若しくは関連する管区又は州委員会は、すべての是認申請を評価し、本法律の目的、原則及び権利義務を考慮し、以下の基準を適用した上で、是認を発行するかどうかを決定しなければならない。
  - (a) 投資家がミャンマー国の法律に従って行動し、投資を実行していること。
  - (b) 本法律第 37 条に基づき是認申請の取得を必要とする投資であること。
  - (c) 是認申請が本法律に従っていること。
  - (d) 申請が本法律に規定された投資に含まれること。
  - (e) 投資家に、是認による土地所有権又は免税若しくは減税のいずれか若しくは両方を享受する資格があること。

## 第 8 章

### 免税又は減税申請の提出と評価

80. MIC 許可若しくは是認を得た投資家、若しくは MIC 許可又は是認の申請手続中の投資家が本法律第 75 条、第 77 条、第 78 条の免税又は減税を受けることを望む場合、投資家は免税又は減税の申請を提出できる。
81. MIC 許可若しくは是認を得た投資家、若しくは MIC 許可若しくは是認申請手続中の投資家が、ミャンマー国への追加資本投資を行いたい場合、免税若しくは減税は、その免税又は減税は、追加の資本投資分にも適用可能である。
82. 免税若しくは減税の申請は、提案又は是認申請と共に提出することができる。本法律第 77 条及び第 78 条に基づく免税又は減税の申請は、追加的に提出することもできる。投資家は、申請では、享受する免税又は減税を特定する必要がある。

83. 本法律第 75 条 (a) に基づく所得税免除の申請においては、減税又は免税の申請に、本規則第 96 条に従った計算によって算出される投資額の 65 パーセントを超える額を投資し又は実行するゾーンを明示しなければならない。必要であれば、投資家は他の情報も示さなければならない。
84. 投資家が本法律第 77 条 (a) 及び (d) に基づいて関税若しくはその他の国内税の免税又は減税を申請している場合、以下を提供しなければならない。ただし、これはその他の情報の要求を制限する趣旨ではない。
- (a) 投資建設並びに投資準備のための機械、装置、機器、機械部品、スペアパーツ並びに事業で使用する物品のリスト並びに現地では入手できない建設資材のリスト並びに 4 桁の HS コード及び HS コードの章と物資の詳細
  - (b) 投資家が関税及びその他の国内税を含む税の減免を望む輸入物資の合計額

#### 免税又は減税申請評価手続き

85. 本規則第 80 条に基づき免税又は減税の申請を受領した際、申請が不完全若しくは基準に照らして不適格である、又は他の事情により承認に適さないと、ミャンマー投資委員会が判断した場合、受理した日から 15 営業日以内に申請を却下することができる。
- ミャンマー投資委員会が申請を却下した場合、委員会事務局及び関連する管区又は州委員会事務局は却下の日から 5 日以内に却下の旨とその理由を投資家に通知しなければならない。申請が却下されない場合、受理したものとみなされる。
86. 委員会事務局は、評価手続のどの段階でも、投資家に対して免税又は減税に関連する情報をさらに提供するように要求することができる。投資家は、情報の提供を求められてから 20 営業日以内又は委員会から承認されたさらなる延長期間内に、情報を提供しなければならない。投資家が期限内に情報を提供しない場合は、委員会は免税又は減税申請を却下できる。
87. 受理後 30 日以内に免税又は減税につき評価した後、ミャンマー投資委員会が承認することを決定した場合、決定日から 10 営業日以内に免税又は減税を発行する。免税又は減税書の写しは関連省庁及び関連管区又は州政府に送付されるものとする。
88. ミャンマー投資委員会は、投資家又は投資に関わっている子会社に対して免税又は減税を付与することができる。

89. その他の本規則を制限することなく、免税又は減税の承認は、
- (a) 提案又は規定された投資に関して付与することができる。
  - (b) 保証金の支払いを条件として付与することができる。
  - (c) 所定の期間、付与することができる。
  - (d) 全体又は一部において付与することができる。
90. ミャンマー投資委員会は、免税又は減税申請手続の提出及び評価につきガイドラインを発行することができる。

#### 免税又は減税評価基準

91. 委員会は、本法律の目的、原則、権利及び義務に基づいて、投資が以下の基準に適合するかを判断しなければならない。
- (a) ミャンマー国内の法律に従って行動し、投資を行っていること。
  - (b) 免税又は減税の申請を本法律に従って行っていること。
  - (c) 所得税の免除につき、すべての投資が奨励分野で行われること。
  - (d) ミャンマー国内における追加資金及び追加資本の拠出額が 30 万ドルを超えること。
  - (e) MIC 許可若しくは是認を取得した又は申請中であること。
  - (f) 所得税免除申請の場合、ミャンマー投資委員会が定める告示で規定されたゾーン 1、2、3 又はこれら複数にまたがって投資を行っていること。
  - (g) 投資が、新たな雇用機会の創出及び熟練労働力の発達を支援すること。
  - (h) 新たなテクノロジー又はビジネススキルをミャンマーにもたらすこと。
  - (i) 投資が、ミャンマー国内における市場競争の強化、効率性若しくは生産性の向上、サービス又はインフラの向上をもたらすこと。
  - (j) 投資がミャンマーの輸出収入を増加させること。
92. 免税又は減税の申請を評価する際に、ミャンマー投資委員会は、
- (a) すべての基準を考慮し、投資家及び提案が本規則第 91 条 (a) から (f) の必須基準を満たすか、及び (g) から (j) のうちから最も関連する基準を満たすかを決定しなければならない。
  - (b) 必須基準が満たされているかどうか、及び関連する非必須基準が満たされているかどうかを判断しなければならない。

- (c) 申請された免税及び減税が国家予算の収入に与える影響を考慮しなければならない。
93. (a) ミャンマー投資委員会は、すべての若しくはいくつかの免税又は減税を付与し、若しくは与えないことができる。また、投資家と関連者の間の投資に関して履行条件を含む制限を定め、免税又は減税の全体又は一部につき与え、又は与えないことができる。
- (b) ミャンマー投資委員会が、本法律第 77 条 (a) 及び (d) に従って投資家に対する免税若しくは減税を与えた場合、免税若しくは減税が享受できる投資建設期間又は投資準備期間を承認し通知しなければならない。
94. ミャンマー投資委員会は、投資家又は関連者が、ここ 3 年以内に、何らかの法律に基づいて免税若しくは減税が与えられた当初の投資を中止若しくは大幅に削減した場合、委員会は免税又は減税の付与を拒否することができる。
95. 免税若しくは減税は、免税又は減税の享受を認められた投資にのみ適用される。その投資家及びその子会社が行っているその他の事業又はその他の所得には適用されない。
96. 投資家が複数のゾーンに投資を行う場合、
- (a) 投資価値の 65%以上が投資されたゾーンが投資場所とみなされる。
- (b) 投資の総価値の 65%を超える額が、
- 1) ゾーン 1 及びゾーン 2 に投資されている場合、投資はゾーン 2 で行われているとみなされる。
  - 2) ゾーン 2 及びゾーン 3 に投資されている場合、投資はゾーン 3 で行われているとみなされる。
  - 3) ゾーン 1 及びゾーン 3 に投資されている場合、投資はゾーン 3 で行われているとみなされる。
97. 本法律第 77 条 (b) に基づく関税の免税又は減税は、投資から得られると予想される収入の少なくとも 80%が、輸出から外貨で得られた場合にのみ与えられる。輸出から外貨で得られると予想されるこの収入額を超えた収入について、案分計算に基づいて与えられる。
98. ミャンマー投資委員会は、外貨で稼得した投資からの輸出収入の割合に基づいて、投資家が納付した関税の税額に比例する形で、本法律第 77 条 (c) に基づく支払い済みの関税の払戻額を計算する。払戻は、評価年度終了時に、評価年度に支払われ

た関税について適用することができる。払戻は、投資家が支払う将来の関税と相殺する形で行うことができる。

99. (a) 委員会は、以下の条件が満たされている場合、所得税の免税又は減税を与えることができる。
- 1) 再投資された利益が、本法律第 78 条 (a) に基づく所得税免除が請求されている評価年度内に投資家が受け取った収益であること。
  - 2) 本法律第 78 条 (a) に基づく所得税免除が請求されている評価年度の次の評価年度に利益再投資が発生していること。
  - 3) 本法律第 78 条 (a) に基づく所得税免除が請求されている評価年度について支払われるべきすべての所得税及びその他の税金がすべて滞りなく支払われていること。
- (b) 所得税の免税に関して、本法律第 78 条 (a) に従って再投資を行う場合、営業費用の支払いは計算されない。
- (c) 投資建設期間中又は投資準備期間中に投資からの利益を再投資した場合には、本法律第 78 条 (a) に基づく免税又は減税は受けることができない。
- (d) 本法律第 78 条 (a) に基づく免税又は減税を与えるに当たり、ミャンマー投資委員会は、投資家が法律及び MIC 許可、是認又は免税又は減税の条件を遵守しているか否かを考慮しなければならない。考慮事項には再投資に対する免税又は減税の効果及び利益も含まれる。
- (e) 本法律第 78 条 (a) に基づいて免税又は減税の申請をし、免除又は減税を受けた関連年度内に再投資できなかった場合、本法律第 78 条 (a) に基づいた投資家に対するさらなる免除又は控除は認められない。
100. ミャンマー投資委員会は、ミャンマー国の適用法に基づき許可される減価償却率又はその 1.5 倍（適時変更されうる）に等しい率で資産を減価償却する権利を投資家に与えることができる。
101. ミャンマー投資委員会は、以下の条件に従って、本法律第 78 (c) 条に基づいて、評価可能な収益の最大 10%の研究開発費を控除する権利を投資家に付与することができる。
- (a) 研究開発活動は MIC 許可を受けた当該投資のみに充てられていること。
  - (b) ミャンマーの経済発展のために研究開発が必要であること。

(c) 研究開発費は、ミャンマー国における適用可能な会計基準の下で認識されること。

102. ミャンマー投資委員会は、ミャンマー国の利益のため必要と判断した場合には、評価可能な収益の 10 パーセントを超える調査開発費用への考慮などの免税若しくは減税申請若しくは付与の額若しくは手続についての追加的な制限又は基準を設けることができる。

#### 免税又は減税の適用及び承認に関連するその他の事項

103. 本法律第 75 条 (a) に基づく所得税の免税又は減税が認められる場合、3 年から 5 年の運用後には、ミャンマー投資委員会は、その投資価値の 65%以上が投資されているゾーンにおいて免税又は減税を再評価することができる。そのゾーンにおける実際の投資価値が、免税又は減税の付与した時点とは異なる場合、ミャンマー投資委員会は、本規則第 96 条の方式に従って、免税又は減税を実際の投資が行われているゾーンに合わせた形で修正することができる。再評価は遡及的に行われ、投資家が再評価に基づいて適格であると判断された額よりも多くの免税又は減税を受けていたことが判明した場合、この金額について納税義務が発生するものとみなされ、次の評価年度において支払われることとなる。ただし、投資家が再評価に基づいて適格であると判断された額よりも少ない額の免税又は減税を受けていたことが判明した場合は、調整は行われぬ。

104. 本法律第 77 条 (d) に定める投資家による投資規模の拡大については、最初に提案された資本投資の 80%が行われて初めて投資量が拡張されたものとみなされる。

105. 投資家は、本法律第 77 条 (d) に従い、免税又は控除日から 2 年以内に、投資の拡大のための物資を、輸入しなければならない。投資家が同期間内に物資を輸入しない場合、免税又は減税は当然に無効となる。

106. 本法律第 77 条 (a) に基づく物資の輸入は、投資建設期間又は投資準備期間中に行われなければならない。これに従わない場合、免税又は減税は当然に終了する。

107. 本規則第 146 条 (d) が適用される場合を除き、投資建設期間又は投資準備期間は、商業運転の開始日に終了する。

108. ミャンマー投資委員会によって事前承認が与えられた場合を除き、本法律第 77 条 (a) 及び (d) に基づく関税免除を含む免税又は減税が適用される輸入機械、装置、機器、機械部品、スペアパーツ及び建設資材が投資の建設又は実施以外の目的

のために使用されている場合は、投資家は輸入時に支払うべきすべての適用される租税公課を納付しなければならない。ミャンマー投資委員会は本法律第 85 条で規定された行政罰を投資家に科すことができる。

109. ミャンマー投資委員会は、本法律第 77 条 (a) 及び (d) に基づく関税の免税又は減税を付与する前に、輸入品が投資の建設及び実施に使用されるか否かを評価しなければならない。
110. 関税の減免が本法律第 77 条 (b) に基づいて認められ、かつ評価年度内に外貨で実際に獲得された輸出所得の割合が免税又は減税申請において述べられている予定額より少ない場合、関税の減免は、その期間の輸出実績に比例した免除額に減額され、投資家は免税又は減税に基づいて、余計に免除された関税の払い戻しを要求される。
111. 投資家が、本法律第 78 条 (b) に基づいて、規定期間を下回る期間の減価償却率をもって免税又は免税を享受する場合、その減価償却率は商業運転の開始年から使用されるものとする。
112. 投資家が、予定する資材を自身で輸入せず、人又は会社に本法律 77 条 (a) 及び (d) に基づいて是認又は MIC 許可を受けた投資のための資材を、代行輸入する権限を与えた場合には、その代理人又は代理の会社につき述べ、ミャンマー投資委員会に届け出た上で、承認を受けなければならない。
113. 投資家は本法律第 75 条及び第 78 条に基づく免税又は減税の恩恵を受ける前に、内国歳入局に対し、関連する評価年度の税額評価の受け入れを申請しなければならない。
114. 本法律第 75 条及び第 78 条に基づく免税又は減税を享受した投資家の課税評価の際、内国歳入局は、投資家が免税又は減税に関する法律の規定及び投資家に与えられた免税又は減税において規定された条件に反していないか審査することができる。
115. ミャンマー投資委員会が MIC 許可や税の減免に関する承認が詐欺的な行為又はその他の誤解を招く行為によって得たものであると考えた場合、又は投資が実質的に申請に従って行われていないと認める場合、ミャンマー投資委員会は承認を取り消すことができる。他の関連法の適用を制限することなく、承認が取り消された投資家は、付与された免税又は減税についてすべて払い戻さなければならない。

## 第9章

### 土地使用申請の提出及び評価

116. MIC 許可若しくは是認申請過程中又は既に MIC 許可若しくは是認を得た投資家は、投資のために土地使用申請を提出することができる。
117. 土地権利申請においては少なくとも以下の事実が含まなければならない。ミャンマー投資委員会はその他の必要な事実を投資家に要求することができる。
- (a) 土地又は建物の面積、種類及び場所
  - (b) 土地又は建物の所有者に関する情報
  - (c) 管区若しくは州政府、政府部局又は政府機関から取得した、投資実施のための土地使用方法の変更を承認する旨の推薦状、同様の文書又は許可
  - (d) 投資家が、本法律第 65 条 (f) に従って、提案された土地の地形の重大な変更又はかさ上げを要するか否か
  - (e) 提案された土地の使用権の期間
  - (f) 土地又は建物の賃貸借契約（ドラフト）

#### 土地使用申請評価手続

118. ミャンマー投資委員会は、
- (a) 管区又は州委員会に土地使用申請の評価を委任することができる。
  - (b) 委員会事務局又はその目的で組織された管区若しくは州委員会事務局の少なくともディレクターレベルのオフィサー又はミャンマー投資委員会のオフィサーらにその権限を委任し、土地使用申請の評価をさせることができる。
119. 本規則第 116 条に基づいて提出された土地使用申請を受領した際、ミャンマー投資委員会又は関連する管区若しくは州委員会は、申請が不完全である、要件に照らして非適格である、又はその他の事情に基づいて承認に適さないと判断した場合、土地使用申請受理日から 15 営業日以内に申請を却下することができる。却下した場合、委員会事務局又関連する管区若しくは州委員会事務局は、却下日から 5 営業日以内に、投資家に対し、却下の旨及び却下理由の説明を通知しなければならない。却下しない場合、申請は受理されたものとみなされる。



120. (a) ミャンマー投資委員会による受理日から 30 日以内に評価した後、承認することを決定した場合は、決定日から 10 営業日以内に土地使用権を発行するものとする。
- (b) 管区又は州委員会による受理日から 30 日以内に評価した後、承認することを決定した場合は、決定日から 10 営業日以内に土地使用権を発行するものとする。
- (c) ミャンマー委員会、管区又は州委員会は、土地使用権利書の写しを、関連する連邦省庁及び管区又は州政府に送付するものとする。
121. 委員会事務局及び管区又は州委員会事務局は、手続のどの段階においても、土地使用権に関連する投資家からの追加情報を要求することができる。
122. 投資家が、本規則第 121 条に基づいて要求された情報を、要求した日から 20 営業日内又はミャンマー投資委員会によって認められた期間内に提供しなかった場合、土地使用申請を却下することができる。申請が却下された場合、土地使用権の取得を希望する投資家は、土地使用申請を再提出しなければならない。
123. ミャンマー投資委員会は、投資家又はその子会社に土地使用権の許可を与えることができる。
124. ミャンマー投資委員会、管区又は州委員会は、本規則第 126 条に基づく土地使用権評価の基準に従い行われた評価、審査及び決定を保持しなければならない。
125. ミャンマー投資委員会は、土地使用申請及び評価手続に関する必要なガイドラインを発行することができる。

#### 土地使用権評価基準

126. ミャンマー投資委員会は、本法律の目的、原則、権利及び義務を含む以下の基準に合致するかを考慮した上で、土地使用権を発行するかどうかを決定しなければならない。
- (a) ミャンマー国の法律に従って行動し、投資を行っていること。
- (b) 本法律に従った土地権利申請の提出
- (c) 投資家が当該投資に関して MIC 許可又は是認を取得し又は取得中であること。

- (d) 提案されている土地が、現時点又は土地使用权の変更又は同様の法的手続き時点において、適用法に基づいて投資家はその投資目的のために利用できる土地であること。
- (e) 投資家によって提案された土地の地形の重大な変更又はかさ上げの必要又は提案された土地の地形の変更及びかさ上げの可能性が高いこと及びそのような変更による環境への重大な悪影響が生じる場合、その影響を適切に緩和することができないこと。

- 127. 本規則第 126 条に従って土地使用申請を評価するにあたり、ミャンマー投資委員会は基準が満たされているか否かを決定しなければならない。
- 128. ミャンマー投資委員会は、申請された土地使用权の全部若しくは一部を与え、又は与えないことができる。

#### 土地使用权の発行に関連するその他の事項

- 129. 適用法及びミャンマー投資委員会が定める条件に基づいて、土地使用权をミャンマー投資委員会から取得した場合には、投資家は土地使用权の享受を開始することができる。権限を与えられた関連機関は、本規則を実施しなければならない。
- 130. 投資に合わせて又は同様の法的手続きを履行するために、土地使用权を変更する必要がある場合は、投資家は、土地使用方法変更のために、法律に従った変更手続きを実施しなければならない。
- 131. 投資家が、関連事業を行うために、工業ゾーン、ホテルゾーン、トレーディングゾーンなどの関連ビジネスゾーンの土地の使用申請を行った場合、ミャンマー投資委員会又は管区若しくは州委員会は、なんらの推薦又は承認を得ることなく、直接に投資家に対して土地使用权を許可することができる。
- 132. 規定のゾーンに位置しない土地の主要な目的が、提案された投資の種類と一致しない場合は、ミャンマー投資委員会は関連する管区又は州政府の推薦を求めなければならない。関連する管区又は州政府が、提案された投資は当該土地で行うのに適していると考えた場合は、ミャンマー投資委員会は、土地の目的にも関わらず、投資家に土地の使用を許可することができる。もっとも、そのような許可の付与は、適用法上の義務の免除とはみなされない。
- 133. 投資が実行される土地の所有権を提出する場合、投資家が所有又はリースする土地が現所有者の名義ではない時は、土地所有者は、その土地所有権についての信頼で

きる証拠及び書類を提出する権利を有する。ミャンマー投資委員会は、提出された証拠及び書類により真の所有権が存するものと合理的に判断した場合には、かかる提出を受理するものとする。当該土地が投資を実施するために利用権付与申請手続中の場合、その証拠が提出されなければならない。

134. 以下の投資家は、本法律第 50 条に関連する提出を通じて土地所有権をミャンマー投資委員会から取得することを求められない。
- (a) ミャンマー投資家
  - (b) 外国投資家と取引した後もミャンマー会社としての地位を維持している会社に投資することを法律に基づいて認められた投資家
135. 投資家が、土地又は建物につき利害を有する当局の承認のもと、以下の状況にある他の投資家から、これをサブリースし、その投資の一部として実行しようとする場合、個別の土地所有権の申請をすることは求められない。この場合、投資家は規定の形式によりミャンマー投資委員会に通知しなければならない。その後は、本法律第 50 条に従った長期の土地又は建物のリースをすることができるが、登記義務及びその他適用法に従わなければならない。
- (a) 以前から土地又は建物の使用権を有している。
  - (b) 土地所有権の条件を遵守している。
  - (c) 土地所有権及び土地又は建物に利害を有する政府部局及び政府機関の承認に従って、土地又は建物をサブリースする権利を有している。

## 第 10 章

### 許可、是認、免税及び減税及び土地所有権に関する事項

136. 投資家が申請した場合、ミャンマー投資委員会は、他の規則を制限することなく、以下の事項を行うことができる。
- (a) 法律に基づいて付与された MIC 許可、是認、免税及び減税又は土地所有権を投資家の合意を得た上で変更する。
  - (b) MIC 許可、是認、免税及び減税又は土地所有権の条件を投資家の合意を得た上で変更又は追加する。
  - (c) MIC 許可、是認、免税及び減税又は土地所有権の条件を投資家の合意を得た上で取り消す。

137. 投資家は、許可、是認、免税及び減税又は土地所有権の変更又はそれらの条件の変更のために、ミャンマー投資委員会に対し、申請手数料を支払って申請書を提出することができる。
138. 以下の事実は、許可、是認、免税及び減税又は土地所有権に記載されているかを問わず、すべての MIC 許可、是認、免税及び減税、又は土地所有権の条件である。
- (a) 投資家がミャンマー投資委員会に申請を提出する際に述べられている情報は正確でなければならない。
- (b) その遵守が合理的に免除されない限り、それぞれの投資家及び申請者は、申請を補助するために提出したプレゼンテーション及び計画に従わなければならない。
- (c) MIC 許可、是認、免税及び減税又は土地所有権は、すべての適用法を遵守し続けることを条件として与えられる。

## 第 11 章

### 免税及び減税の申請者の基準

139. 投資建設期間又は投資準備期間は、関連する政府部局又は政府機関が投資建設又は準備を承認した日から起算するものとする。投資家は、その承認書の写しを、受領日後 10 営業日以内に、ミャンマー投資委員会に提出しなければならない。
140. 投資家は、投資建設期間、投資準備期間又は延長を受けた場合にはその延長期間内に建設工程を完了しなければならない。完了後 30 日以内にミャンマー投資委員会に建設完了の旨を通知しなければならない。投資家は、投資建設期間又は投資準備期間の終了後に製造又はサービスの提供を開始しなければならない。
141. 合理的な理由により、定められた投資建設期間又は投資準備期間内に、建設又は準備活動が完了しない場合は、投資家は、当初に定められた投資建設期間若しくは投資準備期間の有効期限の少なくとも 30 日前に、ミャンマー投資委員会に、投資建設期間又は投資準備期間の延長を、遅延した理由を付してミャンマー投資委員会に申請するものとする。投資家が投資建設期間又は投資準備期間の延長を請求した場合、ミャンマー投資委員会は、延長を妥当とする事情の調査に基づき、当初に許可された投資建設期間又は投資準備期間の 50% 以下の期間を限度に、投資建設期間又は投資準備期間の延長を認めることができる。

142. 自然災害、政情不安、暴動、ストライキ、国家緊急事態、武力衝突、反乱、戦争の発生を含む不可抗力の場合及びミャンマー投資委員会が合理的根拠により承認した場合を除いて、2回を超える投資建設期間又は投資準備期間の延長は認められない。
143. 投資建設期間又は投資準備期間は、商業規模の石油、ガス及び鉱物の探査、抽出、改質及び生産操業に関する調査及び実現可能性調査に関しては、ミャンマー投資委員会の MIC 許可を得て締結した契約の条件に従って、定められなければならない。
144. ミャンマー投資委員会は、建設行為が当初の投資建設期間、投資準備期間又は延長期間内に完了しない場合、投資家に発行された MIC 許可を撤回するものとする。投資家は、MIC 許可の撤回を理由として、投資家に対する損害賠償、補償その他の金銭の支払いを求める権利その他の権利を持たない。
145. 投資建設期間若しくは投資準備期間の延長が認められる場合には、投資家は投資建設又は投資準備を延長期間内に完了しなければならない。投資家は、投資建設又は投資準備が終了してから 30 日以内にミャンマー投資委員会に通知しなければならない。
146. 製造業又はサービス業の商業運転の開始日は、以下に従い決定されなければならない。
  - (a) 船荷証券、空輸引換証又は国際貿易で使用される製造業の輸出のための同種の書面に指定された日付。なお、その日付は投資建設期間又は投資準備期間満了日から 180 日を超えてはならない。
  - (b) 製造業において初めて現地での販売から収入が得られた日。なお、その日付は投資建設期間又は投資準備期間満了日から 90 日を超えてはならない。
  - (c) サービス業の開始日。なお、その日付は投資建設期間又は投資準備期間満了日から 90 日を超えてはならない。
  - (d) 投資建設期間中又は投資準備期間中に投資により収益が上がる場合、課税可能な所得が稼得された日を商業運転の開始日とみなすことができる。商業運転の開始日の決定があっても、それによってミャンマー投資委員会の承認のもと本法律第 77 条 (a) 及び (d) に基づいて受けられる租税優遇措置が損なわれることはない。

147. 投資家は免税又は減税を受けた後、すべての勘定、領収書、記録、帳簿その他の書類、コンピューターの記録その他の電子取引記録を以下の期間、保存しなければならない。
- (a) 7年間
  - (b) あるいは、その他の適用法で規定する期間又は前記2つの期間のうち投資家が免税又は減税を受けた評価年度の次の年から数えて長い期間

## 第12章

### ミャンマー投資委員会の報告書

148. ミャンマー投資委員会は毎年、本法律第24条(g)に従い、連邦政府を通じて連邦議会にミャンマー投資委員会が許可した投資事業の完了及び進行状況を報告するものとする。ミャンマー投資委員会は、年次投資報告書が連邦議会に提出されてから20営業日以内に、ミャンマー語及び英語で作成した報告書の要約を公表するものとする。年次報告書には以下の内容が含まれる。
- (a) 投資の動向
  - (b) 投資監視課、投資支援委員会及びワンストップサービスの活動要旨を含むミャンマー投資委員会の主な活動
  - (c) 投資家からの苦情の解決概要
  - (d) 投資家に科せられたすべての行政罰のリスト

## 第13章

### 提案評価チーム

149. ミャンマー投資委員会は、申請を評価するにあたり、ミャンマー投資委員会を支援するために、各省庁、関連政府部局及び政府機関の職員から成る提案評価チームを告示によって組織し、当該チームに任務を割り当てなければならない。
150. ミャンマー投資委員会の事務局長又は投資企業管理局の副局長は、提案評価チームのリーダーとして行動しなければならない。当該チームリーダーは、提案評価チームを効率的に機能させるために必要なガイドラインを発行することができる。

## 第 14 章

### 管区又は州委員会

151. ミャンマー投資委員会は、連邦政府の承認を得て最大 7 名かつ奇数の委員による管区又は州委員会を結成しなければならない。
- (a) 委員長は、管区又は州の首長が任命される。
  - (b) 事務局長は、管区又は州委員会の事務局の局長が任命される。
  - (c) 管区若しくは州大臣又はその他政府部局若しくは政府機関の中から適切な人材が、管区又は州委員会の委員長により、委員として任命される。
152. ミャンマー投資委員会は、管区又は州の中でなされる投資を評価するための手続を発行しなければならない。
153. 管区又は州の中での投資を評価するにあたり、管区又は州委員会は、本法律、本規則及び本規則第 152 条に基づいて発行された手続を遵守しなければならない。
154. 管区又は州委員会の委員長が辞任したい場合、委員長は、ミャンマー投資委員会の委員長の承認を得て、任期中に自発的に辞任することができる。
155. 告示によってミャンマー投資委員会が規定した金額に達する投資がなされる場合、管区又は州委員会の任務及び権限は、以下のとおりである。
- (a) 提案評価手続に従って提案を評価し、MIC 許可の発行のために、ミャンマー投資委員会に対し、提案を承認すべきか否かを推薦する
  - (b) 是認申請評価手続に基づいて是認申請を評価し、是認を発する。
  - (c) MIC 許可又は是認取得後、法律及び規則に従って投資を監視すること。
156. 、以下の条件を充足する場合には、ミャンマー投資委員会のみが、提案又は是認の申請を評価しなければならない。
- (a) 複数の管区又は州において投資する場合。
  - (b) 本法律第 42 条 (d) 及び第 17 条に基づく告示による制限付き投資を、関連省庁の承認を得て行う場合。
157. 投資家は、本規則第 155 条に従って管区若しくは州委員会が是認を発行することができる投資に関して、管区又は州委員会とは別にミャンマー投資委員会に是認申請を提出することもできる。
158. ミャンマー投資委員会は、

- (a) 是認及び土地使用申請の許可を管区又は州委員会に委任できる。
- (b) 是認申請及び土地使用申請の評価権限を、委員会事務局のディレクター以上のレベルのあらゆるオフィサー、かかる目的で組織された管区若しくは州委員会のオフィサー又はミャンマー投資委員会のオフィサーに委任することができる。

## 第 15 章

### 第三者サービスプロバイダーの利用

159. 本法律第 25 条 (j) に従い、ミャンマー投資委員会は、独立した請負人、アドバイザー又は第三者サービスプロバイダーを、本法律及び本規則が定めるミャンマー投資委員会の職務及び機能を行う上で、ミャンマー投資委員会を補助する目的で、関与させることができる。ただし、ミャンマー投資委員会はそのいかなる権限もそのような独立した請負人、アドバイザー又は第三者サービスプロバイダーに委譲してはならない。

## 第 16 章

### ワンストップサービス

160. 以下の事項に関して、ワンストップサービスは、関係政府部局により組織され、実施される。
- (a) 投資の実施について投資家にガイドラインを与えること。
  - (b) 投資を実施するにあたり、適用法に基づいて提出が要求される申請を、政府部局又は政府機関の代わりに受領すること。
  - (c) 本法律第 48 条 (a) に基づく、政府部局及び政府機関によりなされたすべての措置又は決定に関する情報請求を受けること。
  - (d) 投資支援委員会による苦情解決及び投資家支援を援助すること。
  - (e) 投資監視課の支援
161. ワンストップサービスに提出された申請が関係申請又はその他の申請過程の全ての条件を充足する場合、適法に提出されたものとみなされる。関係政府部局及び政府



機関は、以下の申請又はその他のワンストップサービスへの申請の不受理又は却下決定をすることができる。

- (a) 関係政府部局又は政府機関に対し手数料の納付又は他の種類の担保の付与を必要とする申請又は提出
  - (b) 要件に反する又は要件を満たさない申請又は提出
  - (c) 申請又は提出を評価する権限を有する政府部局及び政府機関の職員が任命されていない場合
162. ワンストップサービスチームは、本規則第 160 条 (c) に基づき投資家により要求された全ての情報について、関連政府部局及び政府機関に対し、書面で情報提供を要求しなければならない。当該政府部局及び政府機関は、15 営業日以内に書面で回答しなければならない。
163. ワンストップサービスは、以下の政府部局及び政府機関又はこれらの後継機関の権限のあるオフィサーによって構成されるチームにより実施されるものとする。
- (a) 投資企業管理局
  - (b) 貿易局
  - (c) 関税局
  - (d) 内国歳入局
  - (e) 家畜繁殖獣医局
  - (f) 水産局
  - (g) 農業局
  - (h) 環境保全局
  - (i) 鉱山局
  - (j) 移民国民登録局
  - (k) 労働局
  - (l) 産業監督検査局
  - (m) 都市住宅開発局
  - (n) ホテル観光局
  - (o) ヤンゴン電力供給社
  - (p) 随時ミャンマー投資委員会が決定したその他の部局

164. ミャンマー投資委員会の事務局長は、副局長にワンストップサービスセンターの運営を委任するものとする。ミャンマー投資委員会の事務局長は、ワンストップサービスセンターの措置についての命令及び指示を発行するものとする。

## 第 17 章

### 投資支援委員会

165. 本法律第 27 条に基づいて、ミャンマー投資委員会は、以下の義務を果たすのに適切な者で構成する投資支援委員会を設置することができる。
- (a) 適用法に従って投資を効果的に実施するために、他の政府部局及び政府機関と協力すること。
  - (b) 本規則第 170 条に基づく通知を受領すること。
  - (c) ミャンマー投資委員会の許可のもとで行われた投資プロジェクトにより影響を受けた人からの苦情を受領すること。
  - (d) 必要であれば、投資家及び苦情を申し立てた者、その他影響を受けた人又はミャンマー投資委員会の許可のもとで行われた投資による損害に関連する関係者との間で支援を行うこと。
  - (e) 上記 (c) による苦情を投資監視課並びに関連政府部局及び政府機関に通知すること。
  - (f) 本法律第 25 条 (n)、第 82 条及び第 83 条に従い、苦情又は紛争解決のメカニズムの構築及び運営を支援すること。
166. 投資支援委員会は、以下の職務を遂行する権利を有する。
- (a) 必要と判断した場合、苦情又は紛争に関する情報の提出を要求すること。
  - (b) 上記 (a) に基づき提出される情報を受領するまで、苦情又は紛争の対象となっている活動の実施を停止させること。
  - (c) ワンストップサービスを実施する部局からの援助の要請
  - (d) 投資家から申請を受領した後、苦情又は紛争の事実関係や性質の説明、適用法に従った効果的な解決方法についての助言を含めて、関係政府部局及び政府機関と相談すること。

- (e) 苦情又は紛争を解決する効率的な方法を発見するために、投資家が関係政府部局及び政府機関の責任者との会合を要求した場合、政府部局、政府機関及び投資家の会合を設定すること。
  - (f) 本法律第 83 条に従い、投資に関して生じた投資家とミャンマー国間又は投資家同士間の苦情又は紛争を、法廷又は仲裁廷に提訴する前に、必要があれば、効率的な和解を目的として、政府部局及び政府機関を監督する担当省庁の大臣と協議を、ミャンマー投資委員会委員長に提案すること。
  - (g) ミャンマー国の司法省長官又は外部の専門家に対し、苦情又は紛争について法的助言を求めること。
167. ミャンマー投資委員会は、移行期間の終了前に、以下の問題に関連する紛争を解決するための詳細な手続きを定めなければならない。
- (a) 本法律第 52 条及び第 53 条に基づいて支払われるべき補償額の決定及び本法律第 55 条に基づく調査
  - (b) 投資に関して生じたミャンマー国及び投資家との間又は投資家同士の間での紛争を、本法律第 83 条に従って、友好的に解決するための、投資家による適当な試みの実施
168. 連邦政府は、本規則第 167 条の手続きが終わるまで、本法律第 14 章で言及されている請求の決定を延期しなければならない。
169. 本法律第 82 条の苦情処理の仕組みに従って、定められる手続を実施するにあたって、ミャンマー投資委員会は、本法律第 83 条に従って紛争解決を処理する機関を設置した後は、投資支援委員会の代わりに、その機関に行わせることができる。

## 第 18 章

### 投資家の紛争

170. 投資家は、以下の事項に関して苦情又は紛争が生じた場合には、投資支援委員会に通知しなければならない。
- (a) 政府部局及び政府機関の投資に関する決定が間違っただけでなされたこと。
  - (b) MIC 許可及びライセンスの取得、登録又は承認取得の申請が、政府部局及び政府機関によって、誤って却下されたこと。
  - (c) 法的権利、保護又は承認が無効とされたこと。

171. 本規則第 170 条に基づいて提出される通知は、以下のとおり提出されなければならない。
- (a) 書面で行うこと。
  - (b) ミャンマー語で記載すること又は、希望する場合は、ミャンマー語と英語の両言語で記載すること。
  - (c) 申請者が署名すること。
  - (d) 申請者は、関連する申請について手数料を支払うこと。
  - (e) 必要書類を添付すること。
172. 投資支援委員会は、要件を充足しない通知の受領を拒否することができ、その場合、投資家に通知しなければならない。
173. 投資家は、以下の行為を実施した後、本法律第 83 条に基づいて、ミャンマー国と投資家との間の投資紛争につき、裁判所又は仲裁廷に、訴え出ることができる。
- (a) 本規則第 170 条に基づく通知の提出
  - (b) 本規則及び通知に基づいて紛争の友好的解決のために定められた手続きの実施
174. 投資家は、投資家間で生じた投資紛争を、投資家同士で決定した合意及び条件に従って友好的に解決しなければならない。和解に至らない場合、投資家は、投資紛争について、裁判所又は仲裁廷に訴え出ることができる。

## 第 19 章

### 投資監視課

175. 投資監視課は、主に以下の役割を担う責任を有する。
- (a) MIC 許可、是認、免税若しくは減税又は土地使用権の変更届の受領
  - (b) 投資に関する他の承認を取得するために、MIC 許可又は是認を取得した投資家が行う申請の受領
  - (c) 投資家が提出する報告書の受領
  - (d) ミャンマー投資委員会の許可を受けて実施している投資プロジェクトによって影響を受けた人からの苦情を投資支援委員会を通じて受領すること。
  - (e) 投資家が、法律を遵守しているかどうかの調査

- (f) 投資家が、本法律第 65 条に規定する義務を果たしているのか否かを調査する計画を作成すること。
  - (g) 本法律第 85 条に基づき行政罰を科すことをミャンマー投資委員会に提案すること。
  - (h) 政府部局及び政府機関が投資家に関する必要な情報を収集する際に支援すること。
  - (i) 投資家が本法律を遵守していない旨の情報を受領すること。
176. 本法律に基づき、取得した MIC 許可に規定される投資家の義務の遵守を確実にすべく、投資家及び投資を調査することが、投資監視課の役割である。
177. 投資家が、MIC 許可の変更又は追加の承認取得を望む場合、投資家は本法律及び本規則に規定されている基準と手続きに従って申請を提出しなければならない。
178. ミャンマー投資委員会に対して、投資家に本法律第 85 条に基づく行政罰を科すべきか否かについて推薦するときは、投資監督課は、以下の事実を含む報告書を提出しなければならない。
- (a) 法律又は MIC 許可の条件に違反する投資家の作為又は不作為
  - (b) 法律又は MIC 許可の条件の違反を調査するために投資支援委員会が取った手順
  - (c) 投資家に法律違反を通知するか否か
  - (d) 投資家に法律又は MIC 許可の条件違反を是正するよう要請がなされたか否か
  - (e) 投資家が以前に法律又は MIC 許可の条件に違反していたか否か、又は過去に行政罰を科されたことがあるか否か。
  - (f) 投資家が、法律違反の是正要求に従い何等かの行動を取ったか否か。
  - (g) 推薦する行政罰が違反状況と比例していることの説明。
  - (h) 科される行政罰が、他の類似する状況下で科された行政罰と均衡を保っていることの確認
179. 条件の不履行を理由としてミャンマー投資委員会が発する行政罰を提案するのは、投資監視課の職務である。この職務は、他の関連する政府部局及び政府機関が、法律違反に対して、措置を行うことを排除するものではない。施行される適用法は、政府部局及び政府機関が管轄する。ミャンマー投資委員会は、規則を策定し規律を維持するために、他の政府部局及び政府機関と投資家に関する情報を共有することができる。

180. 投資監視課は、本規則第 175 条 (h) に従う支援に際して、投資家又は投資から得た情報を政府部局及び政府機関に提供することができる。投資監視課は、投資家に対し、本規則第 175 条の目的のために、情報提供を要求することができる。
181. 投資監視課は、政府部局、政府機関及びワンストップサービスに参加している部局に現地調査などの必要な支援を要求することができる。関係政府部局及び政府機関は、必要な情報と支援を提供しなければならない。
182. 投資監視課は、投資家に対し、追加情報を要求することができ、投資を評価するための現地調査を実施することができる。
183. 投資監視課は、本法律第 48 条 (a) に基づき、なされた職務遂行又は決定に関する情報提供を、関係政府部局及び政府機関に書面で要求し、その情報を受領することができる。その関係政府部局及び政府機関は、15 営業日以内に書面で応答しなければならない。
184. 投資監視課が、以下の目的のために必要であると判断した場合、通知の送付により、投資家に対し、情報又は証拠の提出を要求することができる。
  - (a) 法律及び MIC 許可の条件を遵守しているか否かを監視する目的。
  - (b) 提出物及び付随する文書に含まれている情報を確認する目的。
  - (c) ミャンマー国内で実施されている投資に関連する統計情報を収集する目的。
185. 本規則第 184 条に基づく要求に際しては、投資監視課は、法律及び規則に規定された目的のためにのみ、かつ、ミャンマー投資委員会の義務を遂行するのに必要な限度で、要求をなさなければならない。投資家は不必要な情報の開示を要求されることはないが、ミャンマー投資委員会が指定した期限内に情報を提出しなければならない。

## 第 20 章

### 投資家の責任

186. 本法律第 65 条 (h) に基づいて保存される記録及び情報は、会社及び税に関する法律に基いて保存すべき財務記録及び情報であり、それらの法律に定められた基準に従って保存されなければならない。

187. 本法律第 65 条 (p) に基づく査察を行うミャンマー投資委員会の権限には、投資に関連する記録を検査し、投資家の取締役、経営陣又は従業員を取り調べる権限を含む。
188. 投資家が法律に違反していると判断する合理的な理由があるときは、ミャンマー投資委員会は、当該投資家に対し、本規則第 187 条に基づく調査に先立って、調査を行う旨の通知をしなければならない。
189. 環境及び社会的影響評価を必要とする投資家は、MIC 許可を得た後、必要とされる環境及び社会的影響評価の履行を、事業遂行の過程で、ミャンマー投資委員会に届け出なければならない。
190. 本法律第 65 条 (q) が適用される投資家は、初期環境影響評価の実施確認書を提出し、環境保全法、規則及び環境影響評価の手続きに従って環境影響評価について報告し、適用される環境保全の認可を得、環境マネジメントプログラムを遂行しなければならない。ミャンマー投資委員会は、その遵守の状況により投資を継続させるか否かを決定しなければならない。
191. 本法律第 72 条に基づいて、直接的又は間接的な株式又は事業の移転をする場合、投資家はその関連法人でない者に移転を行うときは、以下の事項について、ミャンマー投資委員会の事前の承認を得なければならない。
  - (a) 投資家に対する所有権又は支配権の過半数の取得及び移転
  - (b) 投資家の資産の 50% 以上の取得及び移転
192. 本規則第 191 条に基づいて提案された株式又は事業の譲受人は、移転された事業の MIC 許可に含まれる投資以外の活動を行ってはならない。
193. 本規則第 191 条に基づきミャンマー投資委員会に事前承認を申請するにあたり、投資家は、投資家による実施を予定している提案対象の活動、譲受人として提案されている者が本規則第 64 条 (d)、(e)、(f) 及び (g) に規定される条件を充足すること及び MIC 許可の条件を遵守することの誓約を含む申請を提出しなければならない。
194. 申請が本規則第 193 条の要件を充足するとき又は移転がミャンマー国の利益に影響を与えないときは、ミャンマー投資委員会は承認を付与することができる。
195. 投資家の提出物を検討する際、ミャンマー投資委員会は、関係する政府部局及び政府機関と協議し、情報を共有することができる。

196. MIC 許可又は免税及び減税を受けた投資家は、会計年度の終了から 3 ヶ月以内に、所定の形式を使用して、以下の事項の詳細を含む詳細な年次報告書をミャンマー投資委員会に提出しなければならない。

- (a) 投資の実施の進捗状況
- (b) 申請書記載の実施中の投資についての以下の重要な変更
  - 1) 投資額及び資本投資の額の変更の有無
  - 2) 投資家及び株主又は投資の受益者の変更の有無
  - 3) 投資の雇用状況
  - 4) 投資が環境及び地域社会に与える影響
  - 5) 土地所有権及び土地の変更の有無又はその投資における土地の使用法
- (c) 投資及び投資家が本法律第 3 条の目的をどのように支持しているのか
- (d) 投資家が MIC 許可の条件を遵守していること、及び、遵守していない場合は不遵守の理由
- (e) 直前の年次報告書の承認又は提出日以降に投資家が受けたビジネスライセンス、MIC 許可及び承認
- (f) 投資がどのようにして、責任を持ちかつ持続可能な形での貢献を伴って行われているか
- (g) 投資家が、免税及び減税を受けている場合
  - 1) 1 年間のうちの、免税若しくは減税の予想価値又は実際に投資家が受けた免税若しくは減税の価値及び免税又は減税の種類
  - 2) 本規則に従った免税又は減税の再計算及び補填又はそのような再計算及び補填が不要であることの確認
  - 3) 投資家が本法律第 75 条に基づいて免税を受けた場合、適用される投資ゾーンの確認
  - 4) 投資の輸出収益
- (h) 投資家の監査済財務諸表
- (i) ミャンマー投資委員会が定めるその他の事項

197. 投資家は、ミャンマー投資委員会の MIC 許可の運用期間中、ミャンマー投資委員会が規定する形式で、四半期ごとに事業報告書を提出しなければならない。



198. 投資家は、本法律第 72 条に基づき、サブリース又は土地使用权に対する抵当権 (mortgage) 設定、株式又は事業の移転に関する情報を事業報告書に記載しなければならない。
199. 投資家は、本規則第 196 条に基づいて提出された報告書の要約を、国民に知らしめるために、提出日から 3 日以内に、投資家のウェブサイト又はミャンマー投資委員会のウェブサイトで、公表しなければならない。報告書の要約が投資家のウェブサイトで公表される場合、ウェブサイトのアドレスはミャンマー投資委員会に通知されなければならない。
200. 土地使用权を取得した投資家は、
- (a) 土地使用权に関する土地又は建物の賃貸借契約締結を完了し、その詳細をミャンマー投資委員会に届け出なければならない。
  - (b) 土地使用权に係る土地又は建物の賃貸借契約の期間が延長された場合、その詳細についてミャンマー投資委員会に提出しなければならない。
  - (c) 土地使用权に関する土地使用方法の変更に関して、関連する政府部局及び政府機関から承認を得て、ミャンマー投資委員会に関連書類の写しを提出しなければならない。
201. ミャンマー投資委員会は、全ての投資分野又は特定の投資分野につき、投資家によって定期的又は一時的に提供されるべきその他の報告の要件を、必要であると考えられるような形で定めることができる。
202. 投資家は、投資を遂行するにあたり、MIC 許可の条件及びその他の適用法を遵守しなければならない。
203. 投資家は、投資計画によって影響を受けた者に対する関係政府部局及び政府機関の交渉プロセスを十分に支援しなければならない。
204. 本法律に基づく投資家の責任は、本規則又はそれに続く修正規則若しくは告示で明記されているものを除いて、ミャンマー国の法律で規定された範囲内でのみ適用されるものとする。ミャンマー国のその他の法律に反しない限り、投資家が追加的責任を課せられることはない。
205. 本法律第 69 条及び第 70 条は、投資家による関連契約締結前に、最初に得た MIC 許可又は是認に関する契約にのみ適用される。当該規定は、通常の投資形成業務又は投資実行業務を遂行する上で締結される契約には適用されない。当該規定の適用

対象である契約は、MIC 許可、是認又は延長若しくは修正の承認に従って、締結されなければならない。

206. 投資家が、本法律第 51 条 (a) に基づいて、上級管理職、技術若しくは経営専門家又はアドバイザーとして外国人専門家を任命したい場合、投資家は、そのような外国人のパスポート、専門性又は学位の証明書及び略歴を添付し、申請をミャンマー投資委員会に提出し、承認を得なければならない。

## 第 21 章

### 資金の移転

207. 本規則、それに続く補助的規則又は告示に明示的に記載されている場合を除いて、本法律第 57 条、第 59 条及び第 61 条に基づいて投資家が負う義務は、ミャンマー国の法律の範囲内でのみ適用される。これらの規定は、その他の法律と矛盾するものではなく、追加の義務を投資家に課すものではない。
208. 配当の送金も、本法律第 58 条定められた資金の移転に関してミャンマー国民投資家が享受できる権利に含まれている。
209. 以下の状況が生じた場合、本法律第 59 条を制限することなく、外国投資家は、納税義務に関する全ての情報、予定された資金移動及び行われる予定の方法の記載を含む申請書を、ミャンマー投資委員会に提出し、承認を得なければならない。
- (a) 本法律第 56 条 (c) 、 (e) 及び (f) で言及されている種類の資金を移動しようとする場合
  - (b) ミャンマー国内において、未払いの納税義務がある場合又は争いのある若しくは争いになる可能性の高い債務が未履行である場合。
210. ミャンマー投資委員会は、本規則第 209 条に定める状況下での移動がミャンマー国の利益に反しないと認めるときは、承認を発行しなければならない。投資家の提出物を検討する際には、ミャンマー投資委員会は、他の関係する政府部局及び政府機関と協議し、情報を共有することができる。
211. 本法律第 60 条で言及されている法的許可とは、ある者がミャンマー国内において所得を得又は事業を行うことを許可する関係政府部局又は政府機関によって発行されたあらゆる許認可を意味する。

## 第 22 章

### 保険

212. MIC 許可又は免税及び減税を受けた投資家は、その事業の性質を考慮して、ミャンマー国で保険業を行うことができる保険会社と、以下のような種類の保険の内の関連する保険に加入しなければならない。
- (a) 財産及び事業中断保険
  - (b) エンジニアリング保険
  - (c) 専門職業責任保険
  - (d) 身体傷害保険
  - (e) 海上保険
  - (f) 労働者災害補償保険
213. この規則は、その他の適用法で要求される保険証券によるその他の保険契約を締結すべき投資家の義務を制限するものではない。

## 第 23 章

### サービス料の決定

214. 本法律第 26 条に基づき、ミャンマー投資委員会は、申請料及び MIC 許可、是認、免税及び減税及び土地所有権の発行手数料などの関連する役割の遂行についての投資家から徴収すべきサービス料を規定することができる。
- ミャンマー投資委員会は、
- (a) ミャンマー語及び英語で現在のサービス料の料金を、ミャンマー投資委員会の使用するウェブサイトで発行しなければならない。
  - (b) ミャンマー投資委員会の目立つ場所に現在のサービス料の料金が表示されていなければならない。
  - (c) サービス料の表に記載がないサービス料は課してはならない。
  - (d) 本規則第 215 条に従い、サービス料は、非差別的に、強制的な方式で課されなければならない。
  - (e) 適用される料金の支払いを受けた場合、領収書を発行しなければならない。

215. ミャンマー投資委員会は、公正かつ公平な条項に基づき、投資の種類及び規模に従って、異なるサービス料を定め又はサービス料を免除することができる。

## 第 24 章

### 行政罰

216. 本法律第 85 条に基づき発される行政罰の全ては、違反の状況に比例していなければならない。類似の状況下で科された行政罰と均衡が取れていなければならない。
217. 行政罰を科す前に、ミャンマー投資委員会は、
- (a) 本規則第 178 条に基づき投資監視課が提出した報告書を分析しなければならない。
  - (b) 提案された行政罰につき決定しなければならない。
  - (c) 本法律第 85 条 (b) に基づき、以下の事実を含む通知を投資家に送付しなければならない。
    - 1) 法違反若しくは MIC 許可、是認、免税及び減税若しくは土地所有権の条件違反を構成する作為又は不作為
    - 2) 科される予定の行政罰
    - 3) その決定の理由
  - (d) ミャンマー投資委員会が違反を投資家が是正できると判断した場合、投資家が是正のために取るべき措置及びその措置を完了すべき期間を、通知に記載しなければならない。
  - (e) 仮に提案された行政罰が、本法律第 85 条 (a) 2) 及び 3) に基づく一時的停止であるときは、一時的停止命令を解除する条件を通知に記載しなければならない。
  - (f) 関連者又はその他の者が違反に関わっているという信用できる証拠が存在し、かつ、ミャンマー投資委員会がそのような者に行政罰を科すことを望む場合は、本法律第 85 条 (a) 5) のブラックリストに載せるべき者の氏名を記載しなければならない。
  - (g) 本法律第 85 条 (b) に基づき、通知及び科されるべき行政罰について回答するまでの期間を、通知を受領してから 10 営業日以上で定めなければならない。

ミャンマー投資委員会が、違反の影響により即時の行動が必要であると合理的に判断した場合、上記期間を短くすることができる。

218. 本規則第 217 条に基づき発行される通知について決定し、届け出るに際しては、投資家は、違反の程度及び行政罰が公正かつ公平なものであるかどうか並びに違反を是正するためにミャンマー投資委員会が規定した手続きを遵守する誓約につき、通知で規定された期間内に届け出なければならない。
219. 本規則第 218 条に基づく投資家の決定と届け出を受領し、検討した場合又は、決定及び届け出が通知で定められた期間の終了時までになされなかった場合、ミャンマー投資委員会が当初提案された行政罰と異なる行政罰を科す場合、又はミャンマー投資委員会が措置をとらない場合は、ミャンマー投資委員会は最終決定を投資家に通知しなければならない。
220. 本規則第 219 条の通知には、罰の効力発生日を記載しなければならない。ミャンマー投資委員会は、本規則第 219 条及び本法律第 86 条 (b) の最終決定を受け取った場合、投資家、その他関係する者又は機関及び関係する政府部局及び政府機関に通知し、必要な措置を取らなければならない。
221. 行政罰を科された者は、その科された行政罰に最終判断として従わなければならない。
222. ミャンマー投資委員会がミャンマー国の利益に適い、かつ、本法律及びその他の適用法の更なる違反はないことを投資家又は関係者が証明したと合理的に判断した場合には、ミャンマー投資委員会は、本法律第 85 条 (a) 5) のブラックリストから投資家又はその関係者を削除することができる。
223. ミャンマー投資委員会は、関係する政府部局及び政府機関に対し、ミャンマー国の法律に従い、投資家を訴追し又は措置を取るよう推薦することができる。

## 第 25 章

### 経過措置及び雑則

224. 旧投資法の下で投資家に発行された許可は、本法律第 93 条に従いその有効期限が切れるまで有効である。投資家は、引き続き投資を実施し、許可条件に従って、許可による恩恵を享受する権利を有するものとする。

225. 旧投資法に基づいて付与された MIC 許可による減免措置を享受しているにもかかわらず、投資家が、その他の恩典を受けることを望む場合は、本法律に基づいて減税及び免税の取得申請をしなければならない。
226. 旧投資法の下で MIC 許可を与えられた投資家は、ミャンマー投資法適用上 MIC 許可を保持しているとみなされ、MIC 許可の維持管理に関して適用される規定を遵守しなければならない。
227. 本規則の効力発生日に、
- (a) 本法律第 42 条が適用される投資を行っている投資家及び
  - (b) 本法律第 93 条で言及している種類の投資を含み、投資に関する法的許可を得ていない投資家は、移行期間中に、本法律及び本規則を遵守するために適切な措置を講じなければならない。投資家が本規則第 23 条の制限される投資に関する通知を送る必要があるときは、投資家が外国投資家であるときのみ、通知が送付されなければならない。
228. 本規則で言及されている米ドルの金額をミャンマーチャットで計算する場合、その時のミャンマー中央銀行の規定する為替レートに従って計算するものとする。
229. 本法律第 100 条に基づくミャンマー投資委員会の権限の行使において、ミャンマー投資委員会は、告示によって、随時金額その他の本規則の量的尺度を修正し規定することができる。
230. 本法律に基づいて投資をする投資家は、ミャンマー投資委員会からの特段の承認を得ることなく、その他の適用法に従って、投資に関係する機械、設備、商品又は材料を輸入することができる。
231. その他の適用法によって、本規則第 230 条に基づく輸入に免許又はその他の承認が要求されている場合、関係する政府部局及び政府機関は、適用法の要件を充足しているときは、投資家の申請手続きを進め、免許を発行しなければならない。
232. 投資の中断が以下の状況による場合、本法律第 77 条 (a) 又は (b) に基づいて享受された免税及び減税に関する本法律第 68 条の規定にその中断は適用されない。
- (a) 投資を継続しようとする別の投資家への投資の売却又は移転
  - (b) 投資家の同意がなく、その意に反する投資の廃止
233. 本法律第 48 条 (b) に関連して
- (a) 本規則に規定されている決定に関連した規定を遵守しなかったために、ミャンマー投資委員会が、申請に関して誤った判断をしたと投資家が合理的に信じる

場合、投資家は委員長又は権限ある者又は機関に、かかる事項につき書面で説明を求めることができる。

- (b) (a) に基づいて説明を求める場合、投資家は、ミャンマー投資委員会が決定を下した日から 15 営業日以内に説明の請求を行わなければならない。
- (c) 委員長又は権限ある者若しくは機関は、請求を検討しミャンマー投資委員会と協力して説明の求めにつき検討し、再検討のためにその問題をミャンマー投資委員会に差し戻したことを書面で通知するか、又は、ミャンマー投資委員会の決定に従って手続を進めなければならない。

- 234. 本規則は、特別経済区法の適用を受ける投資家又は同法に基づいてなされる投資には適用されない。しかし、ミャンマー投資委員会の許可又は是認に基づき免税及び減税を享受してきた投資家が、経済特区に当該投資を移管させたい場合には、既に享受している免税及び減税は、経済特区で享受すべき免税及び減税から差し引かれるものとする。
- 235. 本法律に従って免税及び減税を受けた投資家又は投資は、本法律に従って再度の免税及び減税を受けることはできない。
- 236. 本法律第 36 条に規定されている MIC 許可を受ける義務は、本規則の施行に先立ち、ミャンマー国の法律に基づく投資の実施開始又は運用のために必要な全ての許可及び免許を受け、全ての条件を遵守していた投資家に課されることはない。ここにいう許可には外国投資法又はミャンマー国民投資法に基づく許可を含む。
- 237. 本規則第 236 条にかかわらず、本規則の施行前に投資の実施又は運用を開始した投資家が、投資を変更し、かつ、そのような変更が元の投資とは別個の投資であって、投資家はその変更につき MIC 許可を受ける必要がある場合、投資に変更を加える前に、投資家は委員会事務局に提案を提出し、許可を取得しなければならない。
- 238. MIC 許可又は是認を得たミャンマー国民投資が外国投資に変更された場合、又はその逆の場合、提案又は是認申請を、ミャンマー投資委員会に提出する必要はない。

連邦大臣

(仮和訳)

計画財務  
省